全中青協グループ保険制度

（災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険）

第29回 新規・継続ご加入のおすすめ

責任開始期(加入日＊)	申込締切日	保険期間
令和7年12月1日(月) (更新日)	令和7年9月30日(火)	令和7年12月　1日(月)～ 令和8年11月30日(月)
令和8年6月1日(月) (中途加入※)	令和8年4月7日(火)	令和8年　6月　1日(月)～ 令和8年11月30日(月)

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※今年度のグループ保険制度のPRは、上記のとおり年2回行いますが、令和8年6月1日付中途加入は、新規加入の取扱いのみとなります（保険金額の変更や、本人が既加入の場合の、配偶者・こどものみの新規加入はできません）。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP1～P2に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会(全中青協)

〒101－0023 東京都千代田区神田松永町104番地 TSKビル5階
電話　03(3251)6221　　FAX　03(3251)6646

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

全中青協グループ保険制度（災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険）

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

❶ 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

❷ 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容保険料	支払事由
団体定期保険	P7	P8	P3	P9

❸ 配当金

団体定期保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

❹ 脱退による返戻金

団体定期保険は、脱退（解約）による返戻金はありません。

❺ 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2－1－1

※ただし、団体定期保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

❶ お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日＊）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

❷ 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

❸ 責任開始期（加入日＊）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日＊）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日＊）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

新規加入の例

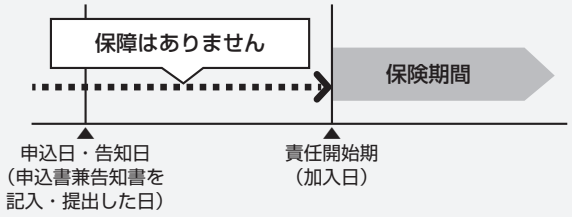

■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

❹ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日＊）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例

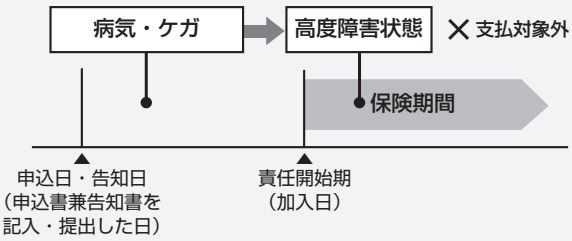

■責任開始期（加入日＊）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

団体定期保険 P9

❺ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。（ホームページ https://www.seihohogo.jp/）

❻ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
広域組織法人部　法人営業第三部
ご照会窓口　03−6259−0035
受付時間　平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9：00 ～ 17：00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120−661−320
受付時間　平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00 ～ 17：00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページ https://www.seiho.or.jp/）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

❼ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

全中青協グループ保険制度　お手頃な掛金で大きな

意向確認【ご加入前のご確認】全中青協グループ保険制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命

★万一(死亡・高度障害)の場合、死亡・高度障害保険金を一時金としてお支払いします。
★在職中の保障となります。
★災害保障特約により、災害による所定の障害や所定の入院等を保障します。

保障内容と掛金（本人）

・本人が申込む保険金額は200万円から1,600万円までのコースの中からお選びください。なお、各コースには**死亡・高度障害保険金**
・掛金企業負担(A型)、掛金本人負担(B型)を併用することもでき、その場合は1人あたりのA部分保険金額とB部分保険金額の合計が

保障内容 ＼ 加入対象区分			本人（役員および従業員と事務局役職員）										
一般の死亡・高度障害のとき		死亡・高度障害保険金	200万	250万	300万	350万	400万	450万	500万	550万	600万	700万	800万
不慮の事故を原因として、事故の日から180日以内の	死亡、特定感染症による死亡	死亡保険金＋災害保険金	300万	375万	450万	525万	600万	675万	750万	825万	900万	1,050万	1,200万
	高度障害	高度障害保険金＋障害給付金（給付割合表第1級）	300万	375万	450万	525万	600万	675万	750万	825万	900万	1,050万	1,200万
	身体障害（程度により）	障害給付金（給付割合表第2級～第6級）	70万～10万	87.5万～12.5万	105万～15万	122.5万～17.5万	140万～20万	157.5万～22.5万	175万～25万	192.5万～27.5万	210万～30万	245万～35万	280万～40万
	5日以上の入院（120日を限度として）	入院給付金（1日につき）	1,500	1,875	2,250	2,625	3,000	3,375	3,750	4,125	4,500	5,250	6,000

掛金（月額）			本人（役員および従業員と事務局役職員）										
保険年齢（歳）	一般の死亡・高度障害のとき【死亡・高度障害保険金】／この間に生まれた方		200万	250万	300万	350万	400万	450万	500万	550万	600万	700万	800万
15～35	平2.6.2～平23.6.1	男	380	476	570	666	760	856	950	1,046	1,140	1,330	1,520
		女	312	391	468	547	624	703	780	859	936	1,092	1,248
36～40	昭60.6.2～平2.6.1	男	432	541	648	757	864	973	1,080	1,189	1,296	1,512	1,728
		女	394	493	591	690	788	887	985	1,084	1,182	1,379	1,576
41～45	昭55.6.2～昭60.6.1	男	518	648	777	907	1,036	1,166	1,295	1,425	1,554	1,813	2,072
		女	440	551	660	771	880	991	1,100	1,211	1,320	1,540	1,760
46～50	昭50.6.2～昭55.6.1	男	660	826	990	1,156	1,320	1,486	1,650	1,816	1,980	2,310	2,640
		女	544	681	816	953	1,088	1,225	1,360	1,497	1,632	1,904	2,176
51～55	昭45.6.2～昭50.6.1	男	874	1,093	1,311	1,530	1,748	1,967	2,185	2,404	2,622	3,059	3,496
		女	668	836	1,002	1,170	1,336	1,504	1,670	1,838	2,004	2,338	2,672
56～60	昭40.6.2～昭45.6.1	男	1,178	1,473	1,767	2,062	2,356	2,651	2,945	3,240	3,534	4,123	4,712
		女	796	996	1,194	1,394	1,592	1,792	1,990	2,190	2,388	2,786	3,184
61～65	昭35.6.2～昭40.6.1	男	1,702	2,128	2,553	2,979	3,404	3,830	4,255	4,681	5,106	5,957	6,808
		女	994	1,243	1,491	1,740	1,988	2,237	2,485	2,734	2,982	3,479	3,976
66～70	昭30.6.2～昭35.6.1	男	2,432	3,041	3,648	4,257	4,864	5,473	6,080	6,689	7,296	8,512	9,728
		女	1,274	1,593	1,911	2,230	2,548	2,867	3,185	3,504	3,822	4,459	5,096
71	昭29.6.2～昭30.6.1	男	3,124	3,906	4,686	5,468	6,248	7,030	7,810	8,592	9,372	10,934	12,496
		女	1,628	2,036	2,442	2,850	3,256	3,664	4,070	4,478	4,884	5,698	6,512
72	昭28.6.2～昭29.6.1	男	3,436	4,296	5,154	6,014	6,872	7,732	8,590	9,450	10,308	12,026	13,744
		女	1,792	2,241	2,688	3,137	3,584	4,033	4,480	4,929	5,376	6,272	7,168
73	昭27.6.2～昭28.6.1	男	3,798	4,748	5,697	6,647	7,596	8,546	9,495	10,445	11,394	13,293	15,192
		女	1,984	2,481	2,976	3,473	3,968	4,465	4,960	5,457	5,952	6,944	7,936
74	昭26.6.2～昭27.6.1	男	4,218	5,273	6,327	7,382	8,436	9,491	10,545	11,600	12,654	14,763	16,872
		女	2,196	2,746	3,294	3,844	4,392	4,942	5,490	6,040	6,588	7,686	8,784
75	昭25.6.2～昭26.6.1	男	4,714	5,893	7,071	8,250	9,428	10,607	11,785	12,964	14,142	16,499	18,856
		女	2,426	3,033	3,639	4,246	4,852	5,459	6,065	6,672	7,278	8,491	9,704

継続加入の方のみ加入可

保障！ご家族ぐるみでご加入のチャンスです！

保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

50%の割合で災害保障特約が付加されております。
1,600万円以下となるよう設定してください。

（単位：円）

	万 900	万 1,000	万 1,200	万 1,400	万 1,500	万 1,600
	万 1,350	万 1,500	万 1,800	万 2,100	万 2,250	万 2,400
	万 1,350	万 1,500	万 1,800	万 2,100	万 2,250	万 2,400
	315万～45万	350万～50万	420万～60万	490万～70万	525万～75万	560万～80万
	6,750	7,500	9,000	10,500	11,250	12,000

（単位：円）

	万 900	万 1,000	万 1,200	万 1,400	万 1,500	万 1,600
	1,710	1,900	2,280	2,660	2,850	3,040
	1,404	1,560	1,872	2,184	2,340	2,496
	1,944	2,160	2,592	3,024	3,240	3,456
	1,773	1,970	2,364	2,758	2,955	3,152
	2,331	2,590	3,108	3,626	3,885	4,144
	1,980	2,200	2,640	3,080	3,300	3,520
	2,970	3,300	3,960	4,620	4,950	5,280
	2,448	2,720	3,264	3,808	4,080	4,352
	3,933	4,370	5,244	6,118	6,555	6,992
	3,006	3,340	4,008	4,676	5,010	5,344
	5,301	5,890	7,068	8,246	8,835	9,424
	3,582	3,980	4,776	5,572	5,970	6,368
	7,659	8,510	10,212	11,914	12,765	13,616
	4,473	4,970	5,964	6,958	7,455	7,952
	10,944	12,160	14,592	17,024	18,240	19,456
	5,733	6,370	7,644	8,918	9,555	10,192
	14,058	15,620	18,744	21,868	23,430	24,992
	7,326	8,140	9,768	11,396	12,210	13,024
	15,462	17,180	20,616	24,052	25,770	27,488
	8,064	8,960	10,752	12,544	13,440	14,336
	17,091	18,990	22,788	26,586	28,485	30,384
	8,928	9,920	11,904	13,888	14,880	15,872
	18,981	21,090	25,308	29,526	31,635	33,744
	9,882	10,980	13,176	15,372	16,470	17,568
	21,213	23,570	28,284	32,998	35,355	37,712
	10,917	12,130	14,556	16,982	18,195	19,408

○年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝令和7年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
○記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
○当制度には保険金10万円につき1円の制度運営事務費が含まれております。

申　込　方　法

A型　A型加入の場合（掛金事業主負担）

※加入申込の事業主は、連記式の「団体定期保険被保険者加入申込書兼一括告知書・同意確認書」（3枚複写）を洩れなく記入し、被保険者の同意確認印を捺印いただき、代表者記名・押印のうえ1枚目・2枚目を事務局へ送付ください。
※既に加入の企業においては、打出しプリント「被保険者異動通知書兼一括告知書・同意確認書」をもとに、変更事項等のある場合に変更事項を記入し、被保険者の同意確認印を捺印いただき、代表者記名・押印のうえ1枚目・2枚目を事務局へ送付ください。
※既に加入の企業において、追加加入者については、連記式の「団体定期保険被保険者申込書兼一括告知書・同意確認書」（3枚複写）を洩れなく記入し、被保険者の同意確認印を捺印いただき、代表者記名・押印のうえ1枚目・2枚目を事務局へ送付ください。

（被保険者への同意確認）
●死亡保険金受取人を事業主等とする場合には、新規加入・内容変更の際に、制度内容（保険金額、保険金受取人等）について、新規加入・内容変更対象者全員にご加入者となることに対する同意確認が必要となります。
●新規加入・内容変更者となることに同意した全員の記名、押印のある名簿（申込書）をご提出いただきます。
（保険金の支払いに関して）
●保険金（・給付金）の受取人が事業主の場合、保険金（・給付金）のお支払いに際し、ご加入者の遺族またはご加入者の了知が必要となります。

B型　B型加入の場合（掛金加入者本人負担）

※加入申込される加入者本人は、単記式の「団体定期保険申込書兼告知（2枚複写）を洩れなく記入し、署名押印のうえ所属会社担当部署経由にて2枚とも事務局へ送付ください。
※既に加入の加入者本人については、打出しプリント「申込書兼告知書」の記載事項を変更される場合は、変更事項を記入し、署名押印のうえ所属会社担当部署経由にて2枚とも事務局へ送付ください。
※配偶者の死亡保険金受取人として、ご本人（掛金負担者）以外の方を指定されますと、死亡保険金のお受取りの際に贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
※継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

受　取　人

A型　死亡保険金の受取人は、被保険者が指定した方です。ただし、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者が別に定めることができます。
高度障害保険金の受取人は被保険者です。

B型　死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

全中青協グループ保険制度　お手頃な掛金で大きな

意向確認【ご加入前のご確認】全中青協グループ保険制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命

★万一(死亡・高度障害)の場合、死亡・高度障害保険金を一時金としてお支払いします。
★在職中の保障となります。
★災害保障特約により、災害による所定の障害や所定の入院等を保障します。

保障内容と掛金（配偶者・こども）

・配偶者が加入する場合には、掛金本人負担(B型)加入の保険金額以下(こども も同じ)で1,000万円以下、こどもは400万円以下として

保障内容 ＼ 加入対象区分			B型加入・配偶						
一般の死亡・高度障害のとき		死亡・高度障害保険金	200万	250万	300万	400万	450万	500万	600万
不慮の事故を原因として、事故の日から180日以内の	死亡、特定感染症による死亡	死亡保険金＋災害保険金	300万	375万	450万	600万	675万	750万	900万
	高度障害	高度障害保険金＋障害給付金(給付割合表第1級)	300万	375万	450万	600万	675万	750万	900万
	身体障害(程度により)	障害給付金(給付割合表第2級～第6級)	70万～10万	87.5万～12.5万	105万～15万	140万～20万	157.5万～22.5万	175万～25万	210万～30万
	5日以上の入院(120日を限度として)	入院給付金(1日につき)	1,500	1,875	2,250	3,000	3,375	3,750	4,500

掛金（月額）			配偶者						
保険年齢(歳)	一般の死亡・高度障害のとき【死亡・高度障害保険金】／この間に生まれた方		200万	250万	300万	400万	450万	500万	600万
18～35	平2.6.2～平19.12.1	男	380	476	570	760	856	950	1,140
		女	312	391	468	624	703	780	936
36～40	昭60.6.2～平2.6.1	男	432	541	648	864	973	1,080	1,296
		女	394	493	591	788	887	985	1,182
41～45	昭55.6.2～昭60.6.1	男	518	648	777	1,036	1,166	1,295	1,554
		女	440	551	660	880	991	1,100	1,320
46～50	昭50.6.2～昭55.6.1	男	660	826	990	1,320	1,486	1,650	1,980
		女	544	681	816	1,088	1,225	1,360	1,632
51～55	昭45.6.2～昭50.6.1	男	874	1,093	1,311	1,748	1,967	2,185	2,622
		女	668	836	1,002	1,336	1,504	1,670	2,004
56～60	昭40.6.2～昭45.6.1	男	1,178	1,473	1,767	2,356	2,651	2,945	3,534
		女	796	996	1,194	1,592	1,792	1,990	2,388
61～65	昭35.6.2～昭40.6.1	男	1,702	2,128	2,553	3,404	3,830	4,255	5,106
		女	994	1,243	1,491	1,988	2,237	2,485	2,982
66～70	昭30.6.2～昭35.6.1	男	2,432	3,041	3,648	4,864	5,473	6,080	7,296
		女	1,274	1,593	1,911	2,548	2,867	3,185	3,822
71	昭29.6.2～昭30.6.1	男	3,124	3,906	4,686	6,248	7,030	7,810	9,372
		女	1,628	2,036	2,442	3,256	3,664	4,070	4,884
72	昭28.6.2～昭29.6.1	男	3,436	4,296	5,154	6,872	7,732	8,590	10,308
		女	1,792	2,241	2,688	3,584	4,033	4,480	5,376
73	昭27.6.2～昭28.6.1	男	3,798	4,748	5,697	7,596	8,546	9,495	11,394
		女	1,984	2,481	2,976	3,968	4,465	4,960	5,952
74	昭26.6.2～昭27.6.1	男	4,218	5,273	6,327	8,436	9,491	10,545	12,654
		女	2,196	2,746	3,294	4,392	4,942	5,490	6,588
75	昭25.6.2～昭26.6.1	男	4,714	5,893	7,071	9,428	10,607	11,785	14,142
		女	2,426	3,033	3,639	4,852	5,459	6,065	7,278

継続加入の方のみ加入可

保障！ご家族ぐるみでご加入のチャンスです！

保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

ください。

（単位：円）

者			
	700万	800万	1,000万
	1,050万	1,200万	1,500万
	1,050万	1,200万	1,500万
	245万～35万	280万～40万	350万～50万
	5,250	6,000	7,500

（単位：円）

	700万	800万	1,000万
	1,330	1,520	1,900
	1,092	1,248	1,560
	1,512	1,728	2,160
	1,379	1,576	1,970
	1,813	2,072	2,590
	1,540	1,760	2,200
	2,310	2,640	3,300
	1,904	2,176	2,720
	3,059	3,496	4,370
	2,338	2,672	3,340
	4,123	4,712	5,890
	2,786	3,184	3,980
	5,957	6,808	8,510
	3,479	3,976	4,970
	8,512	9,728	12,160
	4,459	5,096	6,370
	10,934	12,496	15,620
	5,698	6,512	8,140
	12,026	13,744	17,180
	6,272	7,168	8,960
	13,293	15,192	18,990
	6,944	7,936	9,920
	14,763	16,872	21,090
	7,686	8,784	10,980
	16,499	18,856	23,570
	8,491	9,704	12,130

（単位：円）

B型加入・こども				こども（1人につき）		
保険年齢（歳）	一般の死亡・高度障害のとき		死亡・高度障害保険金	200万	300万	400万
3～22	不慮の事故を原因として、事故の日から180日以内の	死亡、特定感染症による死亡	死亡保険金＋災害保険金	300万	450万	600万
		高度障害	高度障害保険金＋障害給付金（給付割合表第1級）	300万	450万	600万
		身体障害（程度により）	障害給付金（給付割合表第2級～第6級）	70万～10万	105万～15万	140万～20万
		5日以上の入院（120日限度として）	入院給付金（1日につき）	1,500	2,250	3,000
平15.6.2～令5.6.1	（男女とも）		掛金（月額）	一律 310	一律 465	一律 620

○年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝令和7年12月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
○記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
○当制度には保険金10万円につき1円の制度運営事務費が含まれております。

全中青協グループ保険制度

＜災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険＞

制度の特長

Point 1
75歳まで継続保障できます。

Point 2
団体契約のスケールメリットによりお手頃な掛金で大きな保障が得られます。

Point 3
医師の診査は不要です。簡単な告知で加入できます。

Point 4
1年更新のため、毎年保障内容が見直せますのであなたのライフステージにあわせて加入できます。

加入資格

本人とは一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会会員事業所の役員および従業員と事務局役職員の方です。

本　人…申込書記載の告知内容に該当し、令和7年12月1日現在満１４歳６ヵ月を超え、満70歳６ヵ月までの方（継続の場合は満75歳６ヵ月までの方）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年12月1日現在満18歳以上、満70歳６ヵ月までの方（継続の場合は満75歳６ヵ月までの方）

こども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年12月1日現在満２歳６ヵ月を超え、満２２歳６ヵ月までの方

【告知内容】

本人

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども

【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・こども共通

【過去１２ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去１２ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して１４日以上の入院をしたことはありません。

＜別表＞

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

一般社団法人 全国中央市場青果卸売協会会員事業所の役員および従業員と事務局役職員およびその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

加入取扱いに関するご注意

・配偶者・こどもの加入は本人のB型加入を前提としますので、配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。また、配偶者・こどもの保険金額は本人のB型加入の保険金額以下で配偶者は1,000万円、こどもは400万円が限度です。
・配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
・こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。
継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。
また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
令和8年6月1日中途加入は、新規加入の取扱いのみとなります。

掛金の払込方法

令和7年12月1日加入（初回）の掛金は、令和7年12月27日までに、令和8年6月1日加入（初回）の掛金は令和8年6月29日までに協会へ振込とし、2回以降は毎月27日（休日の場合翌営業日）貴事業所の銀行口座より自動引落しとなります。なお、初回分については、別途振込みのご案内を申し上げます。
掛金本人負担（B型）は給与から差し引きます。

配当金

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。（中途加入は6ヵ月で収支計算を行います。）

保険期間

1年間（令和7年12月1日～令和8年11月30日）で以後毎年更新します。
保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。
〈中途加入〉6ヵ月間（令和8年6月1日～令和8年11月30日）で以後毎年1年ごとに更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし掛金の払込みが条件となります。

継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。
なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。
ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

税法上の取扱い

〈掛金〉
●企業が負担する掛金（制度運営費および配当金があればそれを差し引いた額）は、原則全額損金計上として認められております。個人事業主が従業員の為に負担する掛金（制度運営費および配当金があればそれを差し引いた額）は、原則必要経費として認められております。
●個人が負担する掛金（掛金より制度運営費および配当金があればそれを控除した金額）の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
〈保険金〉
●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
●本人が受取る配偶者・こどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

この制度は生命保険会社と締結した災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

【引受会社】明治安田生命保険相互会社（事務幹事）住友生命保険相互会社
第一生命保険株式会社　日本生命保険相互会社
富国生命保険相互会社　大樹生命保険株式会社

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

「生命保険契約者保護機構」について
引受会社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約（＊）を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）また予定利率等の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。
詳細については、保護機構（https://www.seihohogo.jp/）をご覧ください。
（＊）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

MY－A－25－団－007208

お支払いに関する重要事項が9～10ページに記載されています。必ずご確認ください。

～全中青協グループ保険制度～ （(新・)団体定期保険)のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ
(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(＊)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

(新・)団体定期保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いします。(当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります)

[死亡保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額	死亡保険金受取人

[高度障害保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
加入日(＊)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額	被保険者

<高度障害状態とは>

1．両眼の視力を全く永久に失ったもの
2．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの※
4．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6．1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7．1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

[災害保険金]

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の加入日(＊)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(＊)以後に発病した特定感染症(★)を原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額	死亡保険金受取人

(★)対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編『疾病、傷害および死因統計分類提要ICD—10(2003年版)準拠』によるものとします。

分類項目(基本分類コード)
コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎<ポリオ>(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱(A98.0)、マールブルグ<Marburg>ウイルス病(A98.3)、エボラ<Ebola>ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。)(U04)

(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)(以下「当該感染症」といいます。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含みます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日において、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含みません。
(1)一類感染症、二類感染症または三類感染症
(2)新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
(3)指定感染症

[障害給付金][災害入院給付金]

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合	障害給付金額 または 災害入院給付金額	被保険者

・災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等の日本国外の医療施設に入院することを条件とします。
・「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせ

ていただきます。また、１年経過後にも取消しとなることがあります）

- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合　など

１．死亡保険金

①被保険者が加入日（＊）から１年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります）
②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります）

２．高度障害保険金

①被保険者の故意によるとき
②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります）

３．災害保険金・障害給付金・災害入院給付金

①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
③被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります）

給付割合表（災害保障特約の災害保険金に対して）

等級	身体障害の程度	給付割合
第２級	8.１上肢および１下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.１肢に第３級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の１肢に第３級の13から15までまたは第４級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第３級	12.１眼の視力を全く永久に失ったもの 13.１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの 14.１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの 15.１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第４級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.１上肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの 22.１下肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの 23.１下肢が永久に５センチ以上短縮したもの 24.１手の第１指（母指）および第２指（示指）を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）のうち少なくとも１手指を含んで３手指以上を失ったもの 25.１手の５手指の用を全く永久に失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで３手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.１足の５足指を失ったもの	30%
第５級	28.１上肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.１下肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.１手の第１指（母指）もしくは第２指（示指）を失ったか、第１指（母指）もしくは第２指（示指）を含んで２手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）以外の３手指を失ったもの 31.１手の第１指（母指）および第２指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32.１足の５足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34.１耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第６級	37.１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.１下肢が永久に３センチ以上短縮したもの 40.１手の第１指（母指）もしくは第２指（示指）の用を全く永久に失ったか、第１指（母指）もしくは第２指（示指）を含んで２手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）以外の２手指もしくは３手指の用を全く永久に失ったもの 41.１手の第１指（母指）および第２指（示指）以外の１手指または２手指を失ったもの 42.１足の第１指（母指）または他の４足指を失ったもの 43.１足の第１指（母指）を含んで３足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

第１級は高度障害条項（７項目）です

記入見本

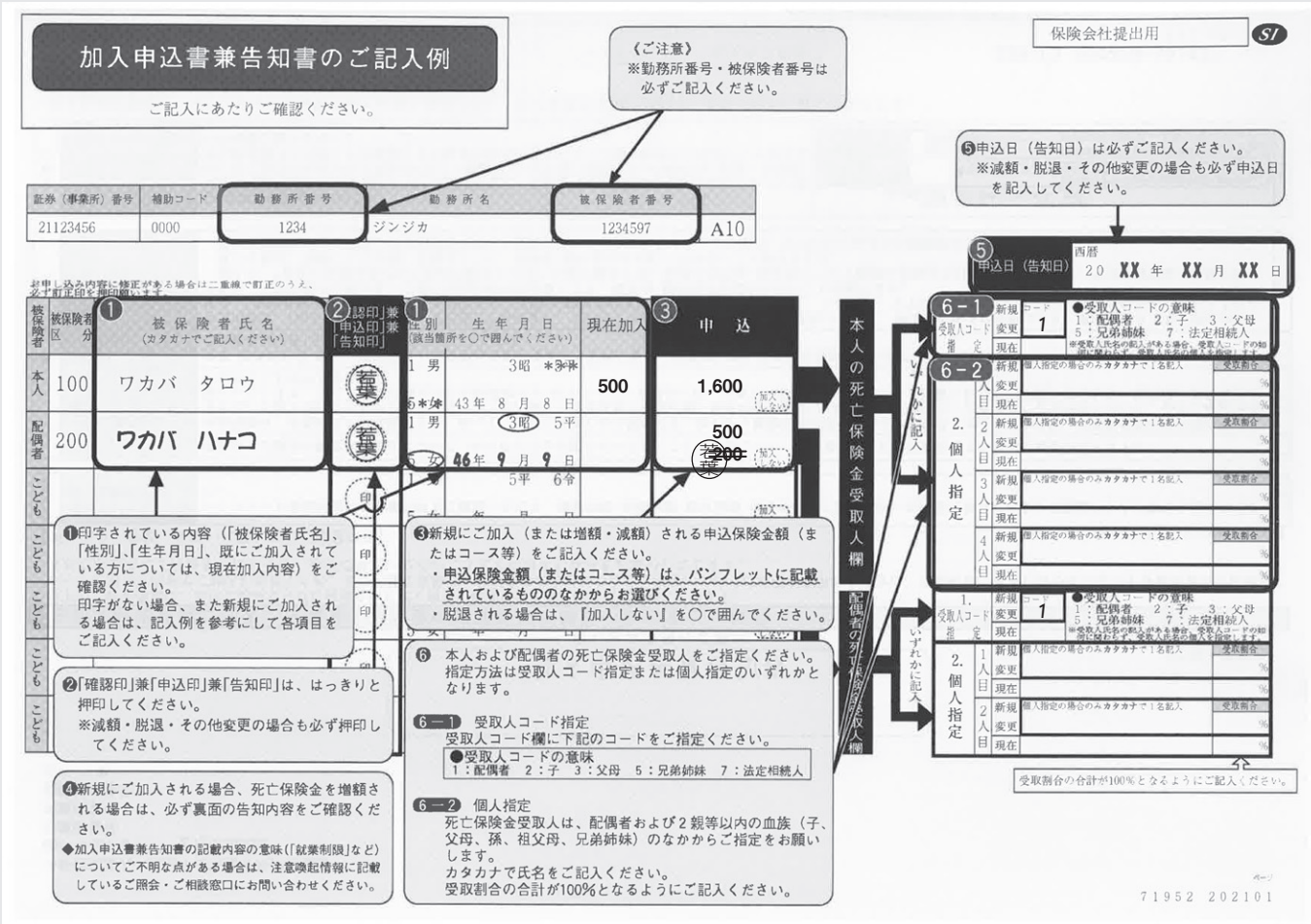

保険会社からのお願い・ご注意

＜保険金・給付金のご請求について＞

●保険金（・給付金）の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。

●保険金（・給付金）を請求する権利は、お支払事由が発生してから３年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞

●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

個人情報に関する取扱いについて

＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）をご参照ください。

－死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

毎月中途加入（A型加入（掛金事業主負担））　パンフレット読み替え表

毎月中途加入（A型加入（掛金事業主負担））の場合は、本パンフレットを下記のとおり読み替えてください。

※制度内容の詳細につきましては、パンフレットをご参照ください。
※毎月中途加入につきましては、下記のお取扱いはできません。
　・B型（掛金本人負担）加入、コース変更
　・配偶者、こどもの加入、コース変更

表紙「責任開始期（加入日）・申込締切日・保険期間」	
読替前	令和7年12月1日（月）・令和7年9月30日（火）・令和7年１２月１日（月）～令和8年11月30日（月）
読替後	毎月中途加入（A型加入（掛金事業主負担））における責任開始期（加入日）・申込締切日・保険期間は加入月によって異なります。下記をご確認ください。
４ページ「掛金」	
読替前	記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後３ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
読替後	毎月中途加入の場合、掛金がパンフレットと異なった場合、別途「確定掛金」をご案内いたします。
８ページ「申込方法」	
読替前	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
読替後	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。
８ページ「掛金の払込方法」	
読替前	令和7年12月1日加入（初回）の掛金は、令和7年12月27日までに、令和8年6月1日加入（初回）の掛金は令和8年6月29日までに協会へ振込とし、2回目以降は毎月27日（休日の場合翌営業日）貴事業所の銀行口座より自動引落しとなります。
読替後	初回の掛金は、責任開始期（加入日）の属する月の27日までに協会へ振込とし、２回目以降は毎月27日（休日の場合翌営業日）貴事業所の銀行口座より自動引落しとなります。
８ページ「配当金」	
読替前	この保険は１年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しする仕組みになっています。
振替後	責任開始期（加入日）から令和8年11月30日までの間で収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。
８ページ「保険期間」	
読替前	１年間（令和7年12月１日～令和8年11月30日）で以後毎年更新します。
読替後	毎月中途加入における保障の期間は加入月によって異なります。下記保険期間をご確認ください。

毎月中途加入用責任開始期（加入日）・申込締切日・保険期間

責任開始期（加入日）	申込締切日	保険期間
令和8年　1月1日	令和7年12月末日	令和8年　1月1日　～ 令和8年11月30日
令和8年　2月1日	令和8年　1月末日	令和8年　2月1日　～ 令和8年11月30日
令和8年　3月1日	令和8年　2月末日	令和8年　3月1日　～ 令和8年11月30日
令和8年　4月1日	令和8年　3月末日	令和8年　4月1日　～ 令和8年11月30日
令和8年　5月1日	令和8年　4月末日	令和8年　5月1日　～ 令和8年11月30日
令和8年　6月1日	令和8年　5月末日	令和8年　6月1日　～ 令和8年11月30日
令和8年　7月1日	令和8年　6月末日	令和8年　7月1日　～ 令和8年11月30日
令和8年　8月1日	令和8年　7月末日	令和8年　8月1日　～ 令和8年11月30日
令和8年　9月1日	令和8年　8月末日	令和8年　9月1日　～ 令和8年11月30日
令和8年10月1日	令和8年　9月末日	令和8年10月1日　～ 令和8年11月30日
令和8年11月1日	令和8年10月末日	令和8年11月1日　～ 令和8年11月30日

精神的サポートについて 不安・悩みの解消

加入者のみなさんに万一(死亡・高度障害)のことがあった場合、残されたご家族が生活していく上で感じる不安・悩みを解消するために、ガイダンス等の精神的サポートを行い、生活再建の手助けをしていきます。

遺族ガイダンス

あなたの気持ちを大切に伝えます。
残されたご家族の“不安”“悩み”が少しでもなくなるよう、ご遺族の希望があれば“心の支援”としてガイダンスを実施し、下記のライフガイド・家計収支推移表をご提供いたします。

ライフガイド

残されたご家族の当面の不安である公的年金・税金・その他公的な手続きを中心に、イラスト入りで分かりやすくガイドした手引書です。

内 容

1.遺族等が受けられる給付
①一時金の給付　②年金の給付

2.公的に必要な手引き
①世帯主変更に伴う手続き　②相続税の申告の手続き

3.生活ガイド
①税金　②教育　③住宅・就業・貸付　④社会福祉窓口
⑤公的手続きチェックリスト

家計収支推移表

家計のシミュレーションを行い、今後「いつ・どれくらい」のお金が必要かをご説明します。

内 容

1.収入
①遺族厚生年金　②遺族基礎年金
③グループ保険制度　etc.

2.支出
①生活費用
②教育費用　etc.

生活する上での日々の不安解消のために
ご遺族向け相談ダイヤル

ご遺族の不安な時期をサポートするために、顧問医と看護師、保健師、心理療法士、ファイナンシャル・プランニング資格取得者などのアドバイザーが誠意をもって各種相談サービスを実施します。

■各種相談サービスの実施

電話相談の場合、相談費用の負担はございません。
ご家族どなたでもご利用いただけますので、お困りのことがあればお気軽にご相談ください。
各種相談サービスは３年間ご利用いただけます。

24時間ご相談サービス

健康や医療、メンタルヘルスに関する不安や心配を年中無休・２４時間いつでもフリーダイヤルでご相談いただけます。保健師・心理療法士等の専門家が責任をもってお答えします。

例えばこんな時に・・・

●夜中にこどもが泣きやまない。どうしよう？
●６ヶ月も医者に通っているが、なかなかよくならない。
●毎日がなんとなく不安で、鬱々としている。

FP相談サービス

ＦＰ技能士、ＣＦＰ資格取得者が相続・資産管理・将来の生活設計などに対する疑問にお答えします。日本全国どこからでもフリーダイヤルでご相談できます。

例えばこんな時に・・・

●相続税がかかるのか不安である。
●遺産相続について何をすればいいかわからない。
●将来の老後の生活が心配だ。

※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

MEMO

加入手続き等に関するお問い合わせ先

一般社団法人全国中央市場青果卸売協会
TEL 03-3251-6221
〒101-0023　東京都千代田区神田松永町104番地 TSKビル5階

明治安田生命保険相互会社　広域組織法人部法人営業第三部
TEL 03-6259-0035
〒100-0005　東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階
受付期間　平日（土日・祝日、年末年始を除く）
受付時間　9：00～17：00